

このようなことから、当市では国、県の事業の進捗状況を踏まえながら、今後5カ年間を目途に、市として何ができるのか、ハード、ソフト両面において「減災対策計画」を立案し、スピード感を持って順次対策を実施していきたいと考えています。



先の台風15号による洪水では、未だ未整備となつてゐる菅田地区や暫定堤防箇所等では家屋浸水、農作物等甚大な被害に見舞われましたことは、当市としても大変心苦しく思つています。一日も早く無堤地区の解消と冠水被害の軽減に向けていきたいと考えています。

答 現在、国の原子力安全委員会では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた防災指針の見直しが行われており、この中で国際原子力機関等の国際基準に準じた防災対策区域として、予防的防護措置を準備する区域として概ね5キロメートルの範囲をP A Z、緊急防護措置を準備する区域として概ね30キロメートルの範囲をU P Z、放射性物質が多く含む大気が通過するときの被曝を避けるための防護措置を実施する地域として概ね50キロメートルをPP Aと示されました。

その中で、当市もその大部分が必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要と示されているU P Zの区域

最大限の努力を払うとともに、国及び県へも治水事業の推進について、機会あるごとに強く要望していくことを考えていました。

## 原発防災対策

### 問 対策見直しについて

市、電力事業者の防災対策に関する明確な役割分担や、原子力防災特有の必要な資材などの財政措置についても具体的な内容が示されておらず、今後より具体性のある防災指針の見直しには、まだしばらく時間を要するものと考えます。

したがって、見直しに当たっては、国の防災基本計画に則った新しい知見を踏まえ、愛媛県や関係機関と協議、調整を行いながら適切かつ効果的な地域防災計画の策定に努めていきたいと考えています。また、当市で先行的に実施できる対策については、できることがあります。これから早急に対応したいと考えています。

なお、これらの原子力を含めた災害に対応するためには、地域住民と行政の役割分担や連携など、具体的

に該当することになつています。また、30キロ圏域を超える区域についても、住民への情報提供、周知体制の整備、安定沃素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある、とされています。

## 学校施設の安全対策

### 問 耐震化について

答 学校施設の耐震対策については、既に実施しました耐震診断の結果等に基づき、「大洲市立学校施設整備計画」を策定し、学校施設の耐震化及び教育環境の改善を計画的に進めたいと考えています。

この計画は、旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震診断により耐震性を有しないとされた建物の耐震対策を図るとともに、老朽箇所の改修を行うことにより、児童・生徒の教育環境の改善を図ることを目的としており、「大洲市小学校統廃合計画」により存続する学校施設を対象として、小学校は校舎8棟、体育館4棟の12棟、中学校は校舎10棟、体育館8棟の18棟、幼稚園は園舎1棟の計31棟を整備するものです。

実施計画については、平成23年度から25年度を第1期、平成26年度から28年度を第2期、平成29年度から31年度を第3期として、今後9年間で整備を行う計画としています。しかし、事業の進捗状況を検証し、市の財政状況等も勘案しながら、概ね3年ごとに実施計画の見直しを行います。

事業の優先順位は、基本

な防災対策や対応方法を示していく必要があると考えています。

事業手法については、耐震補強と教育環境の改善を図ることを基本として、建物の耐震性を確保する耐震補強工事に併せて、老朽化による内外装の改修、教育環境の質的な向上を図る整備、省エネエネルギー化、施設のバリアフリー化及び内装の木質化等の大規模改造工事を実施します。

また、耐震補強が困難と判断される建物は改築を行いますが、その際、温かみと潤いのある教育環境づくりを進めるため、可能な範囲で県産材を活用した建物になるようを目指していきます。